

木下駅前にぎわい広場活用事業実施業務委託に係るプロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、木下駅前にぎわい広場活用事業実施業務委託（以下「本業務」という。）を委託する候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 業務内容は、別紙「木下駅前にぎわい広場活用事業実施業務委託仕様書」のとおりとする。

(委託期間)

第3条 契約締結日の翌日から令和8年11月30日（月）までとする。

(委託上限額)

第4条 本業務の委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）は、金9,504,000円とする。

(参加資格等)

第5条 本業務のプロポーザルに応募できる者は、法人その他の団体（個人での応募は不可）であって、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 原則、プロポーザルの公告の日において、令和8・9年度印西市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者のうち、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成27年告示第69号）に基づく指名停止措置をプロポーザルの公告の日から契約締結日までの間、受けていない者であること。なお、対象業務の特殊性を考慮し、名簿に登載されていない者も参加することができるものとする。ただし、他の地方公共団体の名簿登載の有無にかかわらず、他の地方公共団体等において重大な法令違反又は不正行為により、指名停止に相当する処分等を受けている者（公告の日から契約締結日までの間に受けることとなった者を含む。）は参加できない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税、地方税（都道府県、市町村税）の滞納がないこと。
- (4) 本事業に係る他の参加申込者の協力法人等として、重複していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- (6) 印西市建設工事等暴力団対策設置要綱（平成19年告示第95号）別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (8) 平成28年度から令和7年度の10年間で官公庁（独立行政法人・特殊法人含む）が発注した同種業務の実績を有すること。
- (9) 事業の実施に必要な知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること。
- (10) 3か月以上の雇用関係がある業務責任者及び主たる担当技術者を配置できること。主たる担当者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情が

ない限り変更できないものとする。

(日程)

第6条 本業務のプロポーザルは下記の日程のとおり行うものとする。

- (1) 募集要領の配布 令和8年6月 3日(水)～6月18日(木)
- (2) 質問の受付 令和8年6月 4日(木)～6月10日(水)
- (3) 質問書の回答 令和8年6月15日(月)
- (4) 応募書類の受付 令和8年6月 4日(木)～6月18日(木)
- (5) 第1次審査結果通知 令和8年6月22日(月)
- (6) 第2次審査 令和8年6月26日(金)(予備日7月2日(木))
- (7) 選定結果の通知 令和8年7月上旬(予定)
- (8) 契約の締結 令和8年7月上旬(予定)

(提出書類)

第7条 応募にあたっては、以下の書類を市に提出するものとする。なお、市が必要と認める場合については、追加の資料の提出を求めることができるものとする。また、参加者は原則として「第7条(提出書類)」の(1)から(13)の書類を提出するものとするが、名簿に登載されている者に限り、(10)から(13)の提出を省略することができるものとする。なお、提出書類が要件(ページ数等を含む)を満たさない場合については失格とする。

- (1) 参加申込書(様式1)
- (2) 関係書類(イは正本及び電子データのみ)
 - ア 会社概要書(様式2)
 - イ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類(一般的なもの)
- (3) 業務実績等(元請実績に限るものとし、業務実績及び資格を証する書類は正本及び電子データのみとする。)
 - ア 会社業務実績書(様式3)
 - イ 業務責任者の経歴・業務実績書(様式4)
 - ウ 担当技術者の経歴・業務実績書(様式5)
- (4) 業務実施体制(様式6)
- (5) 緊急時の管理体制(任意様式)
- (6) 実施計画作業工程表(様式任意 A3 サイズ 1 ページ以内)
- (7) 企画提案書(様式任意 A4 サイズ 20 ページ以内)
第13条(2)に定める審査項目ごとに、企画提案を行うこと。
- (8) 見積書(様式任意)
- (9) その他必要と思われる資料(様式任意)
- (10) 法人登記簿謄本(令和8年4月1日以降に発行された正本)
- (11) 代表者印鑑登録証明(令和8年4月1日以降に発行された正本)
- (12) 事業経歴書(直近事業年度までの経歴・沿革を記載)(様式任意)
- (13) 国税、地方税(都道府県、市町村税)の納税証明書(直近のもの)

(企画提案書の提出方法)

第8条 提出書類は下記のとおり提出するものとする。

- (1) 提出部数 正本：1部
電子データ：1部（フォーマット：PDF形式、メディア：DVD又はCD）
副本（複写）：8部
正本及び副本については表紙に委託業務名及び会社名を記載することとし、簡易製本またはホチキス止めを行い、インデックスを貼付する等、整理を行うこと。
- (2) 提出先 〒270-1396
千葉県印西市大森2364-2
印西市環境経済部経済振興課プロモーション推進室
- (3) 提出期限 令和8年6月18日（木）17時必着
- (4) 提出方法 提出先へ持参（閉庁日を除く）または郵送（郵送の場合は簡易書留に限る）
（質問及び回答）

第9条 質問は「質問書」（様式7）により提出することとする。

- (1) 質問受付期間
令和8年6月4日（木）から令和8年6月10日（水）15時必着
- (2) 提出方法
印西市環境経済部経済振興課メールアドレス keishinka@city.inzai.chiba.jp 宛てに電子メールにて提出することとし、併せて電話（0476-33-4477）により提出した旨を連絡することとする。
- (3) 質問書に対する回答
質問書に対する回答は、令和8年6月15日（月）までに電子メールにて回答及び市のHPにて公開することとし、再質疑は受け付けないものとする。

（提案書等作成上の留意事項等）

第10条 企画提案書を作成するにあたり下記の事項に留意することとする。

- (1) 企画提案書の書式
A4横書き表示とし、ページ番号を付することとする。なお、用紙方向は任意とする。なお、A3サイズの図面等がある場合は、A4サイズに折り込むこと（A3サイズを使用する場合については、A4サイズ2枚分として取り扱うこととする）。片面両面は問わないがページ数を遵守すること。用紙は任意とし、カラー白黒等の色の指定はしない。
- (2) 企画提案書の制限
 - ①企画提案書に盛り込む提案は、一案に限ることとする。
 - ②企画提案書は、表紙及び別に添付するカタログ・パンフレット等を除き、A4サイズ20ページ以内の構成とすることとする。
 - ③用紙方向が縦長の場合は用紙左側に、用紙方向が横長の場合は用紙上側（それぞれ綴る側）に25mm以上の余白を設けることとし、文字サイズは11ポイント以上を使用することとする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

(3) 提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の取扱い

- ①提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ②企画提案書等提出後における当該企画提案書等の内容の追加又は変更は認めない。
- ③提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ④提出された企画提案書等は、審査等の過程において複製することがある。
- ⑤本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）に基づき提出書類を公開することがある。ただし、不開示情報として印西市情報公開条例第7条第3号のア又はイ（会社が保有する技術的提案事項）に該当する部分がある場合は、提案書の末尾等にその箇所を記載することにより、不開示情報とする。（記載例：印西市情報公開条例第7条第3号イに該当するものとして企画提案書5頁から7頁までの全部）
- ⑥本要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、審査委員会で協議の上、決定する。

（審査委員会）

第11条 候補者の選定等に関する審議を行う機関として、木下駅前にぎわい広場活用事業実施業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる事項を調査及び審議した上で、候補者を選定するものとする。

- (1) プロポーザルにおける評価基準の決定
- (2) 企画提案書の審査及び候補者の選定
- (3) その他必要と認める事項

2 審査委員会の設置に関する定めは、別に定める「木下駅前にぎわい広場活用事業実施業務委託に関するプロポーザル審査委員会設置要領」によるものとする。

（審査方法）

第12条 審査委員会は、企画提案書の評価及び候補者の決定のため、以下の審査を行うこととする。

- (1) 選考は第1次審査と第2次審査の2段階を基本とする。
- (2) 第1次審査は、プロポーザル評価基準に基づき提案者の評価項目の書類審査を行う。なお、参加申請者が4者以上の場合は、原則として第1次審査の上位3者を選定する。また、合計点が同点となった場合は、委員会の合議により上位者を決定する。
- (3) 第2次審査はプロポーザル評価基準に基づき、企画提案内容、2つの特定テーマの評価項目の書類審査及び、プレゼンテーションを実施する。準備時間は5分とし、プレゼンテーションの持ち時間は15分以内、質疑応答を20分程度とし、審査を行うこととする。なお、順番は企画提案書の提出順とするが、同時受付の場合はくじ引きにより順番を決定する。
 - ①参加人数：業務責任者及び担当技術者を含む4名以内とする。

本業務に係る業務担当者は必ず出席すること。

②内容説明：企画提案書などに基づく説明を行うこと。

企画提案書を補足する資料等の使用も可能とする。

③配布資料：配布資料は説明画面と同一のものに限る。

④その他：パソコン等の電子機器を利用する場合には、事前に本市に連絡をすること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコンなどのその他の機器は提案者が持参すること。

(4) 契約事業者の特定については、各委員が提案者ごとに評価を行った後、各委員の第1次審査および第2次審査の得点を合計し、これを合算した総合得点が最も高い提案者で、第2次審査における得点が評価基準の60%以上である者を候補者として決定する。ただし、第2次審査のいずれかの評価項目に「不可」がある場合は、候補者とすることができない。なお、総合得点の高い順に、次順位候補者とする。

(5) 総合得点が同点の場合は評価項目のうち以下の優先順位により、評価点の高い候補者を選定するものとする。

優先順位

① 企画総合

② 会場設計・運用

③ 安全・救護・警備

④ 見積金額

(6) 参加者が1者の場合は、当該参加者を対象にプロポーザルを実施し、第2次審査において、見積額の評価項目を除いた評価基準の総合得点が60%以上となったときは、候補者とすることができる。ただし、第2次審査の評価項目に「不可」がある場合は、候補者とすることができない。

(7) 審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。また審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(8) 提出された企画提案書が次の各号に掲げる条件に該当する場合は、当該企画提案書は失格とし、審査対象から除外するものとする。

①提出方法、提出書類、提出先及び期限に関して、条件に適合していない場合。

②見積価格が予算額を超えている場合。

③実施要領に指定する条件に適合しない場合。

④記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

⑤記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

⑥許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。

⑦プロポーザルに虚偽の記載がある場合。

⑧プロポーザルに記載された担当者が、選定後に担当できない場合。

⑨選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

⑩その他、要領に違反した場合。

(評価基準)

第13条 審査を行うための評価項目及び配点については以下の通りとする。

(1) 第1次審査

① 企業実績、担当者業務実績 (配点：30点)

(2) 第2次審査

① 実績・体制・工程 (配点：10点)

② 企画総合 (配点：45点)

③ 会場設計・運用 (配点：35点)

④ 安全・救護・警備 (配点：35点)

⑤ 広報 (配点：15点)

⑥ プレゼンテーション (配点：10点)

⑦ 見積額 (配点：10点)

(選定結果の通知)

第14条 第1次審査の全参加者に対し、第1次審査の結果を文書、メール及び電話により通知するものとする。

2 第2次審査において候補者を選定し、その選定結果については、令和8年7月上旬に第2次審査の全参加者に対し文書及びメールにより通知するものとする。

(業務委託)

第15条 審査委員会で選定された候補者と市の間で、本業務の詳細についての協議を行うものとする。

2 業務委託の内容は、選定されたプロポーザルの内容に限定することなく、前項に基づく協議の内容を踏まえて委託契約を締結するものとする。ただし、プロポーザル時に提出した見積額は変更しないものとする。

3 原則として本業務の主たる部分の再委託は認めない。なお、主たる部分については木下駅前にぎわい広場活用事業の企画立案及び設置設計をいう。

4 業務委託の対象は審査委員会で選定された候補者とするが、必要に応じて他の事務所等との業務分担あるいはその他の協力を妨げないものとする。

5 本業務の一部を再委託する場合については、事前に市に届け出て承認を得ることとする。

6 本業務に関して発生する著作権の取扱いは、仕様書に定めるとおりとする。

(担当課)

第16条 業務を行うにあたり下記を担当課とする。

(1) 所在地 〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

(2) 担当課等 印西市環境経済部経済振興課プロモーション推進室

(3) 電話 0476-33-4477

(4) FAX 0476-42-7242

(5) E-mail keishinka@city.inzai.chiba.jp

(6) 担当 入江・秋田・山田

附則（令和8年6月2日）

この要領は、令和8年6月3日から施行し、木下駅前にぎわい広場活用事業実施業務委託の契約締結の日をもってその効力を失う。